

東京都知事 小池 百合子 様

要 望 書
(令和4年度)

令和3年10月29日

東京都新宿区四谷本塩町4番37号

東京司法書士会

会 長 野 中 政 志

要 望 事 項

一 相続登記未了土地・建物に係る固定資産税の課税等の問題について

相続開始後、長期間において相続登記が行われず、所有者が不明となっている土地や建物が公共事業等の妨げとなっている事実は、いわゆる所有者不明土地・空き家問題として社会的に解決すべき大きなテーマとして取り上げられ、今般の民法・不動産登記法改正の起因となった。

固定資産税の課税の際にも、死亡者名義の課税は原則無効とされているため、同様の問題が生じている。相続登記がなされない場合、死亡の事実及び新たな納税義務者となる相続人を課税庁自らが調査・特定する必要があり、事務負担の増加につながっている。課税の場面においては、相続人の一部が判明すれば解決するケースもあるが、滞納処分を行う場面では、納税の告知、督促等を相続人全員に対して行う必要がある、高度な法的知識を求められるケースもあるものと考える。

あるアンケート調査によれば、「調査に過大な時間と労力を要する」、「相続関係が複雑なケースでは専門的知識が必要だが、ノウハウが不足している」ことなどが課税庁において行う相続人調査の課題として挙げられている。

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱協会」という。）には、法務局が行う「長期相続登記等未了土地解消作業」を含め、現在までに多くの相続人調査案件を受託してきたノウハウがある。

固定資産税の課税あるいは滞納処分を行う場面で、納税義務者たる不動産所有者の相続人調査を行う際には、是非、公嘱協会を積極的に活用していただきたい。

（資料1）

二 相続登記促進及び民法・不動産登記法改正の都民への広報・周知活動について

1. 本年4月21日に成立した民法・不動産登記法改正案は、これまで任意だった相続登記等の罰則付き義務化を含み、かつ施行前に発生した相続等にも適用されるため、国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、都民に十分に浸透するよう都・区市町村等と連携して、積極的かつ細やかな広報活動を通じ周知徹底に努めていただきたい。またそのための予算措置を講じていただきたい（WEB等のデジタルの活用と、町会・高齢者クラブ等を通じた出前講座等の地道な情報発信の両方が重要と考える。）。（資料2）

2. 戸籍謄本や固定資産評価証明書等の発行手数料の支払手段としての電子納付の促進（定額小為替の利用回避）とそのための予算措置を講じていただきたい。

（資料3）

3. 国や地方公共団体から、所有者不明土地や空き家等の相続人調査の依頼を受けた資格者が、職務上請求書を使用して戸籍謄本や住民票の写し等の交付請求をする場合に、現在有料となっている発行手数料を、東京都下の全区市町村で、一律に公用請求に準じて無料とする取扱いとなるよう調整していただきたい。

（資料4、5、6）

三 QCD（クオリティー, コスト, 納期）のバランスを考慮した嘱託登記や相続人等の権利調査業務の委託先選定について

1. 難度の高い業務を委託する時にはその難易度を見極め、単に表面的な安さを追及するのではなく、品質が水準に達しない場合の後戻りコストの発生、納期が守られないことによる遅延コスト等トータルコストを考慮した発注先選定をしていただきたい。
2. 所有者等の権利調査や不動産の権利に関する嘱託登記に数多くの実績を持ち、司法書士法に基づき設立された法人である公嘱協会を積極的に活用されたい。

四 成年後見利用促進に関する支援、予算確保について

成年後見制度を利用者が真にメリットを感じる制度とすべく、次の二項目について、区市町村に対する、支援、予算確保をお願いしたい。

- (1) 成年後見制度利用促進法の理念に沿った地域連携ネットワークの構築
- (2) 地域連携ネットワークを動かす中核機関の四つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を整備するための成年後見実務に精通した司法書士の活用

五 生活保護法第63条の運用柔軟化について

生活保護を受けている成年被後見人等が相続等によって財産を取得するなどした場合、本来であれば医療保険料及び医療費の1割～3割相当額の負担で済んでいたところ、医療費の10割を返還請求される運用を個別具体的な事情を勘案した柔軟なものとするよう、区市町村に助言と必要な支援をしていただきたい。（資料7）

資料1 令和元年度 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会
～所有者の実態が不明な土地・家屋に係る固定資産税における課題～
中間とりまとめ

資料2 「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する参議院附帯決議

資料3 ゆうちょ銀行「一部サービスの料金・手数料の改定」

資料4 資格者が国又は地方公共団体から相続人調査業務を受託した場合における戸籍謄本等の職務上請求について

資料5 公用請求と職務上請求の事務処理の流れ

資料6 新宿区戸籍事務手数料条例

資料7 函解・生活保護と社会保障の狭間で生じうる事態

以上

令和元年度
地方税における資産課税のあり方に
関する調査研究委員会
～所有者の実態が不明な土地・家屋に係る
固定資産税における課題～

中間とりまとめ

令和元年 11 月

平成31年度 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会
(所有者の実態が不明な土地・家屋に係る固定資産税における課題)

委員名簿

委員長	佐藤英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	漆さき	大坂経済大学経済学部准教授
	柏木恵	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
	金子宏	東京大学名誉教授
	神山弘行	一橋大学大学院法学研究科准教授
	篠原正博	中央大学経済学部教授
	関口智	立教大学経済学部経済政策学科教授
	高野幸大	東洋大学法学部教授
	前田高志	関西学院大学経済学部教授
	宮本勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長
	横山彰	中央大学名誉教授・一般社団法人総合政策フォーラム代表理事
	米田耕一郎	首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役専務(元総務省自治税務局長)
	池田美英	東京都主税局資産税部長
	大崎克英	神戸市税務担当局長
	佐藤仁志	高梁市総務部長
	乾浩朗	京都府井手町税務課長
	安岡義敏	国土交通省土地・建設産業局企画課長
	村松秀樹	法務省民事局民事第二課長
	福田毅	総務省自治税務局固定資産税課長

(順不同、敬称略)

(令和元年11月)

「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議

令和三年四月二十日

参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があつた際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。

- 二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する

過料事件の通知の手續等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、D
V被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な
対応を行うこと。

三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務
が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等
について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減
免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。

四 在留外国人が各種相続手續に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留
外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。

五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権
の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は
連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。

六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等

の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。

七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。

八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。

九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行

前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。

十 隣地使用权や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。

十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。

十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手續の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十

四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

右決議する。

一部サービスの料金・手数料の改定

2022年1月17日(月)から、ゆうちょ銀行の各種取扱いについて、次のとおり料金・手数料を改定します。

■ ATM・CD提携サービス

提携ATMでの、ゆうちょのキャッシュカードを利用した通常貯金または通常貯蓄貯金のお預け入れ・払戻し(1回につき)

[ローソン銀行ATM]

ご利用時間	改定前	改定後
平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	110円	220円
上記以外(休日を含みます)	220円	330円

[イーネットATM]

ご利用時間	改定前	改定後
平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	無料	220円
上記以外(休日を含みます)	220円	330円

※ローソン銀行ATM・イーネットATM以外の提携金融機関ATMをご利用いただいた際の手数料の変更はありません。詳しくは「ゆうちょ銀行Webサイト」をご確認ください。

なお、セブン銀行ATMは2023年4月の料金改定を予定しています。

※イーネットATMとは、コンビニ等に設置されたイーネットマーク(②net)のあるATMを指します。

※貯金型保自動貸付け・口座貸越による自動融資をご利用中の通常貯金へのお預け入れまたは貸付け・融資のご利用を伴う払戻しは、ご利用時間にかかわらず、手数料は110円です。

※休日には1月2日、1月3日を含みます。

■ 貯金・為替

取扱内容	改定前	改定後
貯金残高証明書の発行 (1通の証明書の発行につき)	520円	1,100円
貯金の入出金照会 (1冊の通帳に係る回答につき)	520円	1,100円
普通為替の発行 (1枚につき)	5万円未満	437円
	5万円以上	662円
定額小為替の発行 (1枚につき)	100円	200円
普通為替の再交付 (1枚につき)	無料	550円
定額小為替の再交付 (1枚につき)	無料	200円

■ 払出し・払込み

取扱内容	改定前	改定後
通常現金払(予約発行)*1 (振替払出証書1枚につき)	418円	660円
振替払出証書の再交付 (1枚につき)	無料	660円
小切手帳の交付 (1冊につき)	1,650円	3,300円
払込専用カードの発行 (1枚につき)	167円	330円
簡易払*2	支払総額×(11/1,000) + 配当金額収証枚数×11円	支払総額×(22/1,000) + 配当金額収証枚数×22円

*1:振替払出証書をゆうちょ銀行から受取人様へ郵送する場合は、別に郵送料(送金額10万円以下の場合84円、送金額10万円超の場合は404円)を預り金からお支払いいただきます。

*2:ご加入者様にお支払いいただく料金です。2022年2月1日(火)以降に窓口で払戻しを行ったものから新料金を適用します。

■ 振替口座の各種取扱い

取扱内容	改定前	改定後
振替MTサービス*3 郵送・直接交付	無料	月5万件以下 27,500円
		月5万件超 55,000円
振替受払通知票等の再交付 (一の通知番号に係る再交付につき)	523円	1,100円
振替口座の受払照会 (一の振替口座に係る回答につき)	523円	1,100円
振替口座の 残高証明書発行 (証明書1通につき)	個別発行	520円
	定期発行	103円

*3:振替MTサービスの料金改定は2022年2月から実施します。2月ご利用分の料金は、翌月1営業日に振替口座の預り金からお支払いいただけます。

複数の振替口座で振替MTサービスをご利用の場合も、取扱件数の合算はせず、口座単位で月額料金がかります。

振替MTサービスの速達での郵送に係る料金は、これまでどおりお支払いいただけます。

■ 各種請求

取扱内容	改定前	改定後
払込書印字サービス (請求1件につき)	103円+払込書 1枚につき1円	220円+払込書 1枚につき3円
無通帳型総合口座の 有通帳口座への切替 (1件につき)	無料	1,100円

■ 投資信託・国債

取扱内容	改定前	改定後
投資信託残高証明書の発行 (1通の証明書の発行につき)	無料	1,100円
国債等振替口座記載事項 証明書の発行 (1通の証明書の発行につき)	366円	1,100円

料金には消費税(地方消費税を含みます)が含まれています。

日司連発第 473 号
平成 29 年（2017 年）7 月 20 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会長 今 川 嘉 典

資格者が国又は地方公共団体から相続人調査業務を受託した場合における戸籍謄本等の職務上請求について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月に国土交通省が公表した「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」による「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策最終とりまとめ」において、「司法書士等の資格者が都道府県や市区町村の委託により所有者調査を行う場合であって、委託者に戸籍の記載事項を確認する正当な理由がある場合には、戸籍の職務上請求の制度（戸籍法第 10 条の 2 第 3 項）の活用を図る」旨明記されています。

今般、法務省民事局において、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者（以下「資格者」という。）が国又は地方公共団体から相続人調査業務を受託した場合における同項に基づく戸籍謄本等の職務上請求に係る考え方及び請求書の記載例について、下記のとおり整理されましたので、お知らせいたします。

記

国又は地方公共団体が用地取得等の公共事業を行うときのほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に規定された空家等に関する事業を行う際に、対象不動産等の所有権の登記名義人等が死亡しており、その法定相続人を調査する必要がある場合において、当該相続人調査業務を国又は地方公共団体から受託したときは、当該相続人調査業務は、受託者である資格者にとっては、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項の「受任している事件又は事務に関する業務」に該当し、また、委託者である国又は地方公共団体にとっては、公共事業の主体として、同条第 1 項第 3 号の「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」に該当すると考えられる。

そのため、受託者である資格者は、当該相続人調査業務を遂行するために必要がある場合には、当該公共事業の種類及び根拠となる法令の条項を示した上で、同条第 3 項に基づく戸籍謄本等の職務上請求をすることができるものと考えられる。

【請求書記載例】

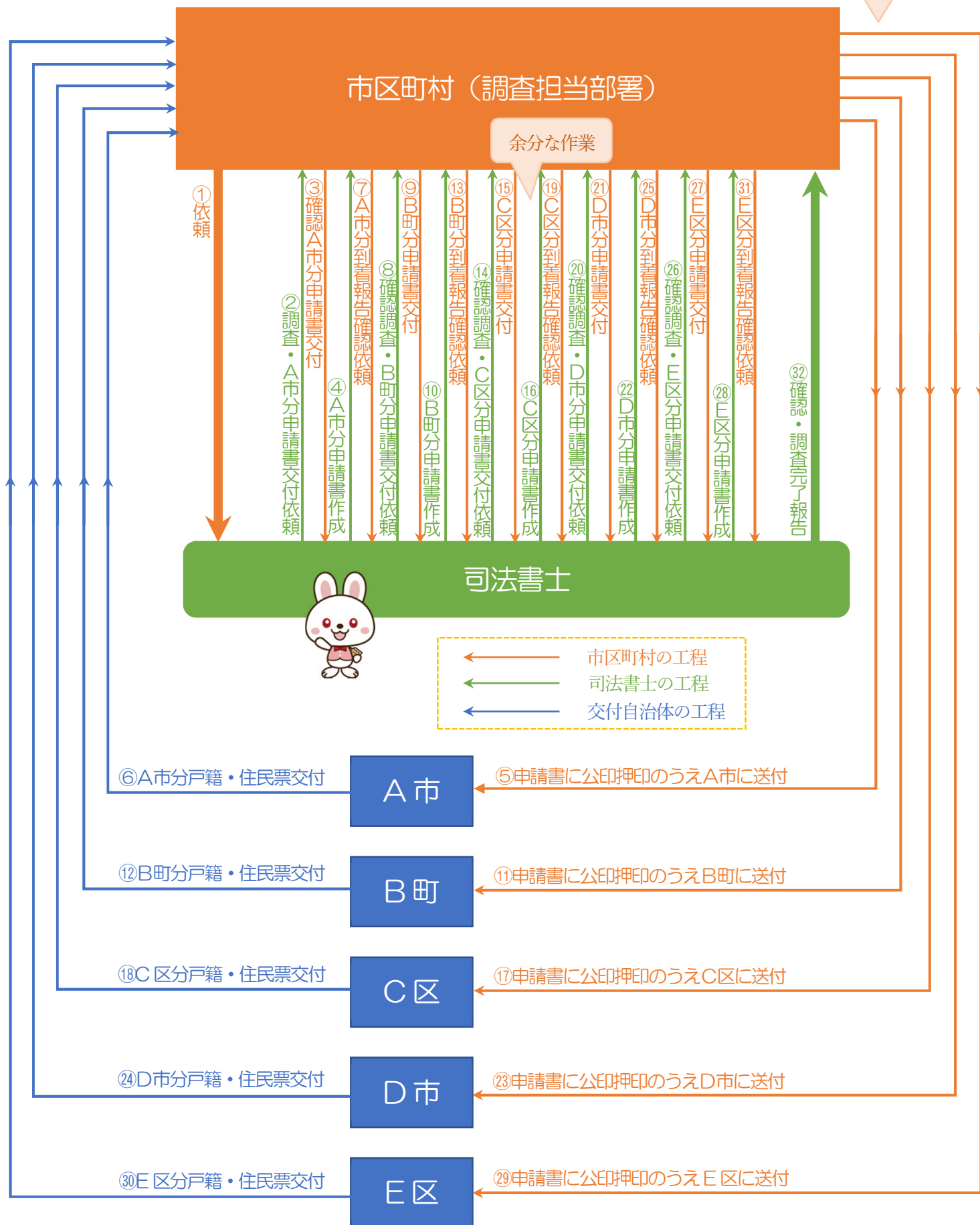
- 1 有する資格 戸籍法第10条の2第3項に掲げる者の別
- 2 当該業務の種類 ○○市の○○事業の実施に当たり受託した相続人調査
- 3 当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称 市区町村名(担当者○○○○及び連絡先)
- 4 当該依頼者についての法第10条の2第1項各号に定める事由
 権利行使又は義務履行 国等に提出 その他正当な理由
○○事業(根拠となる法令の条項を明示)を遂行するための被相続人○○の相続人調査のため

[本件に関する連絡先]

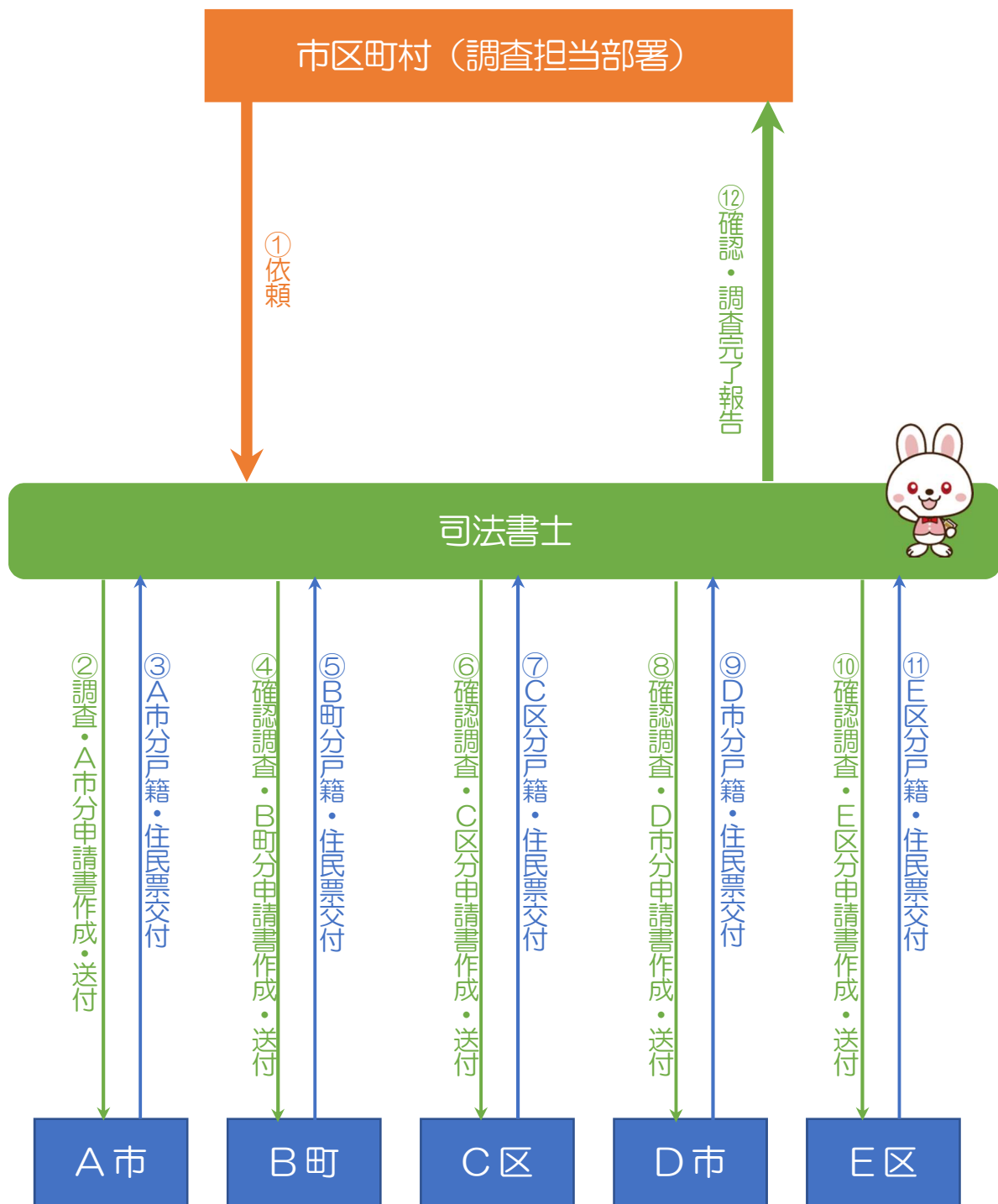
日本司法書士会連合会 事務局総務部総務課
Tel 03-5925-8101 (直通) / FAX 03-3359-4175

公用請求を利用する方法の場合の調査の流れ

余分な作業



職務上請求を使用する方法の場合の調査の流れ



○新宿区戸籍事務手数料条例

平成12年3月24日
条例第23号

(通則)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき新宿区が徴収する手数料のうち、戸籍に関する事務に係る手数料(以下「手数料」という。)については、[この条例](#)の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務、名称、額及び徴収時期)

第2条 手数料を徴収する事務、名称及び額は、[別表](#)に定めるところによる。

2 手数料は、証明書等の交付を請求するとき(閲覧にあっては、閲覧の請求をするとき)に徴収する。

3 証明書等の交付を請求する者は、送付に要する費用を負担して、その送付を請求することができる。

(平15条例45・一部改正)

(無料の証明書の交付)

第3条 区長は、法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができるとされる者から証明書の交付の請求があった場合は、当該法律に規定する者の戸籍に関し、無料で証明を行うものとする。

(平15条例13・全改)

(手数料の減免)

第4条 区長は、国又は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体から請求されたときその他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第5条 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平20条例9・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成12年4月1日から施行する。

(新宿区戸籍事項証明の無料取扱いに関する条例の廃止)

2 新宿区戸籍事項証明の無料取扱いに関する条例(昭和48年新宿区条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成14年6月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区戸籍事務手数料条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月19日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第9号)

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律(平成19年法律第35号)の施行の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月18日条例第33号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

別表(第2条関係)

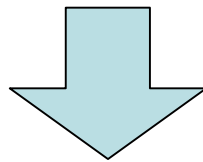
(平20条例9・平20条例33・一部改正)

	事務	名称	額
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(1) 戸籍謄本交付手数料 (2) 戸籍抄本交付手数料 (3) 戸籍全部事項証明書交付手数料 (4) 戸籍個人事項証明書交付手数料 (5) 戸籍一部事項証明書交付手数料 (6) 戸籍一部証明書交付手数料	1通につき 450円

2	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき 350円
3	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(1) 除籍謄本交付手数料 (2) 除籍抄本交付手数料 (3) 除籍全部事項証明書交付手数料 (4) 除籍個人事項証明書交付手数料 (5) 除籍一部事項証明書交付手数料 (6) 除籍一部証明書交付手数料 (7) 改製原戸籍謄本交付手数料 (8) 改製原戸籍抄本交付手数料	1通につき 750円
4	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(1) 除籍記載事項証明書交付手数料 (2) 改製原戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき 450円
5	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	(1) 戸籍届書等受理証明書交付手数料 (2) 戸籍届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円)
6	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等閲覧手数料	書類1件につき 350円
7	その他戸籍に関する証明書の交付	(1) 再製原戸籍(仮戸籍)記載事項証明書交付手数料 (2) 戸籍法第41条証書の謄本の提出があったことの証明書交付手数料 (3) 戸籍届書預かり証明書交付手数料 (4) 婚姻等要件具備証明書交付手数料 (5) 不在籍証明書交付手数料 (6) 死体(胎)埋火葬許可書交付証明書交付手数料 (7) 身分証明書交付手数料 (8) 前各号のほか、区長が必要と認める証明書の交付手数料	1通につき 300円

図解・生活保護と社会保障の狭間で生じる事態

通常、医療費の自己負担額は
1～3割

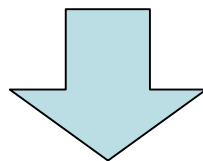


身寄りのない人が
認知症になると...



自治体が首長申立で後見
申立。財産の所在が不明
なので生活保護開始。
医療費は全額生活保護から

生活保護受給者は
国保や後期高齢者
医療保険から外れる



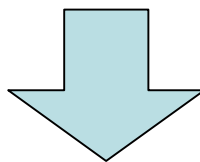
数ヵ月後...



成年後見人に就任した司法書士が
調査した結果、本人の財産を発見



財産があるんだったら生活保護費
を返還してください。あ、生活保護
受給中は国保や後期高齢者医療
保険の対象外ですから、10割負担
になります。減額？無理ですね。



生活保護費を返還するの
は当然ですが、せめて本来
の負担額、1～3割まで
減額してもらえませんか？



自治体

自治体から生活保護費の
返還請求を受けるが、
このとき返還を求められる
医療費は1～3割ではなく、
10割！



成年後見人